

公益財団法人富山県アイバンク賛助会員規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、公益財団法人富山県アイバンク（以下「アイバンク」という。）の事業を円滑に推進するため、定款第35条に基づく賛助会員（以下「会員」という。）に関し必要事項を定める。

(会 員)

第2条 アイバンクの事業に賛同し、賛助会員となる意志を有するものは、公益財団法人富山県アイバンク賛助会員申込書（別紙様式）を、理事長あて提出するものとする。

(会 費)

第3条 賛助会員の会費は、**個人年会費を一口金 3,000 円、法人・団体年会費を一口金 10,000 円**とする。

(会費の納入)

第4条 会員となったものは、自動払込にて会費を納入するものとする。自動引き落とし日は、**毎年 4月12日（休日の場合は翌営業日）**とする。
当該年度の自動払込日を過ぎてからの納入の場合は、所定の用紙にて振込しなければならない。

(辞 退)

第5条 会員を辞退する場合は、その旨を書面で届け出るとともに、当該年度の会費が未納のときは、これを納入しなければならない。
ただし、予め当該年度のみに限定して賛助会費を納入したものについてはこの限りではない。

(変 更)

第6条 この規定を変更する場合は、理事会の議決を経なくてはならない。

附 則

1. この規定は、平成6年8月1日から施行する。
2. 平成9年9月18日、第4条及び第5条一部改正。
3. 平成15年3月3日、第4条及び第5条一部改正。
4. 平成21年8月6日、第1条及び第2条一部改正。
5. この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

公益財団法人富山県アイバンク賛助会員申込書

公益財団法人富山県アイバンク事業の趣旨に賛同し、賛助会員となることを承諾します。
なお、会費については自動振込といたします。

【個人】

年間一口数 3,000 円 × 口 = 円

【法人・団体】

年間一口金 10,000 円 × 口 = 円

- ・本申込書に必要事項を記入の上、**FAX**にてお申込み下さい。
- ・本申込書をお預かり後、**口座振替依頼書・返信用封筒**を郵送させていただきます。
毎年、3月にはご確認のハガキをお送りいたしますので、特にお申し出が無い場合はそのまま更新させていただきます。
- ・ご提供いただいた個人情報、厳正かつ適正に管理し、業務以外に使われることはありません。

令和 年 月 日

公益財団法人 富山県アイバンク **FAX076-436-0146**

理 事 長 木村 正明様

申込者氏名

⑩

〒

ご住所

お電話番号